

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和三年四月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年二月八日奈良県指令高土第三〇―一五号

令和三年三月二日奈良県指令高土第三〇―一五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年三月二十九日高土第九八九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年三月二十九日高土第四一七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市磯壁五丁目一一四六番四、一一四六番五、一一四六番六、一一四六番七、一

一四六番八、一一四六番九、一一四六番一〇及び一一四六番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県守山市梅田町一五番九号

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本達雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市磯壁五丁目一一四六番五及び一一四六番六

下水道 香芝市磯壁五丁目一一四六番五及び一一四六番六の各一部